

高速道路料金等に関する意見書

トラック運送事業は、国民生活と産業活動を支える公的サービスの担い手として、極めて重要な使命を果たしている。

また、東日本大震災や熊本地震等災害時には、緊急救援物資輸送に総力を挙げて取り組んでいる。

しかしながら、平成2年の規制緩和以降、過当競争により原価に見合った運賃設定が困難な状況であり、他産業に比べて「長時間労働・低賃金」を背景に労働力不足が顕著な状況にある。

このような中で、本土最南端に位置し必然的に長距離輸送となる本県をはじめ、消費地から遠隔にある地域の物流は、燃料費や高速料金などコスト的にも負担が大きいことから、農林水産業などの地域産業が厳しい地域間競争の下で発展していくためには、地域産業を一体で支えるトラック運送事業に係る労働環境の改善と負担軽減を図る必要がある。

よって、国におかれては、トラック運送事業用自動車の高速道路料金について、適正な労働環境の確保とともに、消費地から遠隔にある地域産業の維持発展を図る観点から、新たな料金体系の創設等、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 大口多頻度割引50%の恒久化及び深夜割引の拡充並びに長距離通減制の割引区分及び割引率の拡大など高速道路料金の割引制度の拡充を図ること。
- 2 生産物を各地区に荷卸しする長距離物流の輸送実態に対応して、一時退出の場合も通算する料金体系を創設すること。
- 3 労働関係法令遵守や労働環境改善のために、SA・PAのトラック駐車スペースを整備拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
国土交通大臣